

## 富山家庭裁判所委員会（第8回）議事概要

### 1 日時

平成18年12月19日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 場所

富山家庭裁判所大会議室

### 3 出席者（五十音順，敬称略）

#### (1) 委員

井加田まり，佐野仁志，錢 輝，手崎政人，中野英和，平野正治，藤井邦夫，堀 昌章，松本哲泓（委員長）

※ 宮田伸朗委員は欠席

#### (2) ゲストスピーカー（家事調停委員）

村沢謙二，中林容子

#### (3) 事務担当者

石崎事務局長，野々村首席家裁調査官，荒谷首席書記官，山口事務局次長，青木総務課長，小沼総務課課長補佐

### 4 進行次第

#### (1) 委員長あいさつ

#### (2) 意見交換

テーマ 「離婚等に関連した家庭裁判所の手続について」

ア 新任調停委員研修用ビデオを視聴

イ プレゼンテーション

(ア)「離婚事件の概要及び動向について」（荒谷首席書記官）

(イ)「家裁調査官の調停事件への関与について」（野々村首席家裁調査官）

ウ 意見の内容は，別紙のとおり

#### (3) 次回テーマ

今回のテーマを続行することとし，詳細は追って連絡することです承された。

#### (4) 次回開催日時

未定

(別紙)

意見交換 (■委員長 □委員 ◇ゲストスピーカー)

- 離婚に関しては、子どもの親権や養育費、慰謝料、財産分与などさまざまな問題が生じるが、それらを解決する家庭裁判所の手続を国民にとって利用しやすいものとするために、まず、受付窓口で行っている手続相談を充実させるにはどうしたらよいかという点からの御意見を伺いたい。
- 私も離婚の相談を受けたことがあるが、裁判所というのは行きにくいところのようだ。市民は裁判所に相談できるところがあることを知らないし、まして調停離婚と裁判離婚がどう違うのかもよく分からない。簡単に相談できる場所があるということをもっと市民に知らせるとよいのではないか。
- 利用しやすい手続であることは必要だと思うが、裁判所の手続を使えば簡単に離婚できますよとアピールすることには躊躇する。社会として離婚率が上がることが好ましいとはいえないと思う。このあたりが難しいところである。
- 最近は国際結婚が多くなり、そういう夫婦の一方から離婚したいがどうしたらよいかという相談を受けることがある。先日も、生後3か月くらいの小さい子どもを持つ外国人女性で、経済力がないがどうしたら子どもの親権をとれるかという相談があって裁判所へ行くように教えた。外国人にも利用しやすいようになっているか。
- 裁判所の窓口には外国語を話せる職員は配置していないが、日本語を理解できない外国人が一人で受付窓口に来るといった例はあまりない。話せる方と一緒に来るのがほとんどのようだ。
- 最近、法テラスができたと聞いたが、そこでは相談できるのか。
- 法テラスは、どこで相談すればよいかを教えてくれるところである。もう離婚することを決めている人なら裁判所へ申し立てに行けばよいし、どうしたらよいかを相談したければ弁護士に行けばよいということである。
- 弁護士の相談というのはどういう内容が多いか。また、費用はどのくらいかかるのか。
- 私の事務所では、いろいろなところで相談をして離婚することを決めた人が来るのがほとんどである。相談料は30分程度で5000円である。
- 離婚調停手続のビデオを見ていただいた。模擬調停ではあるがどうか。

- 実際の調停では、控室で待っている当事者を名前で呼んでいるのか。
- 裁判所では、当事者のプライバシーを考えて、他の来庁者等が居合わせるような場では、あえて名前では呼ばないことにしている。裁判所に来られた時に、「あなたが調停をする部屋は○号調停室です。」と告げて「○号調停室」と書いたカードを渡している。その上で、控室では、担当者は「○号調停室の方」と呼ぶように配慮している。
- 離婚調停が不成立になったらどうなるのか。
- 離婚については人事訴訟という裁判を起こすという選択肢がある。そこで親権者を決めることもできる。
- 弁護士はどの段階で付けるものか。
- どの段階ということはない。調停でも訴訟でもいつでもつけることができる。
- 調停委員として実際に担当されて、解決が困難だと感じることは何か、また、苦労していることは何か。
- ◇ 最近の傾向は、家庭の崩壊が原因で離婚を申し立てるものが多いようだ。私は、幼少の子どもがいる事例では、本当に離婚をしないと双方の解決にならないのを見極めることを心がけている。離婚しかなければ、後は条件を決めることになる。離婚を回避できて本当に良かったと思うこともある。当事者の両親同士がうまくいかなくて離婚を申し立てるケースもある。そういうときは離婚は本人の問題だということを分かってもらうようにしている。また、離婚の合意ができたと思ったところに、子どもから別れないでほしいという電話が入って離婚を回避できたという経験もある。
- ◇ 調停は訴訟と違ってあくまで双方の合意で決めるものである。なかなか自分の思うようにならなくて感情的になる人もあり、そういう人を説得するのは難しい。不成立になって審判または訴訟になった場合はこうなるよという前例を説明して説得することもある。
- 精神障害を理由に離婚を申し立てられることもあるか。
- 軽そう状態で成立したケースを経験したことがあった。協議離婚が有効かどうか問題になることもない訳ではない。訴訟では精神病で回復の見込みがないと離婚できることになっているが、調停というのは、離婚後のことを考えながら進めるものである。

- 離婚調停は一度不成立になっても再度申立てができる。金銭的な問題については、婚姻継続中の費用分担について調停が不成立になれば審判に移行してそこで決めることになる。また、子どもの養育費については夫婦の収入による試算表があり、それである程度の説明はできる。他方、財産分与と慰謝料については目安というものはない。
- 協議離婚をしたが養育費を払ってくれないという場合はどうしたらよいのか。
- 養育費支払の調停申立てができる。
- 調停委員は、民間の良識を活用するという制度で高い評価を得ているが、最近では、サラリーマンや自営業の方も仕事が忙しいこともあって特に男性の四十代、五十代の人材が足りないのが実情である。最近では、離婚調停を申し立てる二、三十代の若い人が増えてきて調停委員と少し年齢差が生じてきているようだ。また、共稼ぎ夫婦が増えて、男性の意識はあまり変わらないようだが、女性の意識が変わってきているように感じる。
- 若年層は離婚に対する考え方が軽いといわれるが、調停離婚をする年代について何か特徴はあるか。
- 夫も妻も一番多いのは30歳台前半ではないかという印象である。
- 子どもが小さい年代が多いということになるだろう。裁判所に申し立てられるのは、子どもの親権や経済的な法律問題のある場合に多いようだ。お金を家に入れてくれないとか、養育費を払ってくれないとかが理由になっている。離婚すれば児童扶養手当が支給されるというメリットがあるということもあるようだ。
- 熟年離婚ということがいわれているが、離婚調停においても、そういう傾向は見られるのか。
- 子どもが既に手を離れている年齢層の高い夫婦が申し立てるというケースはある。財産を巡る法律問題を裁判所の手続で解決したいという気持ちもあるようだ。
- 富山県内で離婚についての地域差はあるか。
- 富山県の特色としては、農業従事者が少なく、共稼ぎ率が高いので女性にも経済力があるということがあげられる。持ち家率が高く、住宅がオーバーローンで借金がある場合に連帯保証人を抜けるために女性が申立てをするケースもある。
- 調停での話合いの内容に、当事者だけでなく、その親の意向が強く反映される傾向があるように思う。

- 裁判所は行きにくいという意見をよく聞くが、裁判所でも手続相談をやっているということなので、「家庭裁判所」ではなく「家庭相談所」という名称であれば行きやすくなるのではないか。
- 名前を変えるのはちょっとむづかしい。
- 調停委員にはどんな人が選任されているのか。
- 弁護士となる資格を有する者，紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は豊富な社会経験を有する者で，人格識見の高いものの中から，最高裁判所が任命している。年齢は原則として40歳以上，70歳未満とされている。専門的知識経験を有する調停委員としては，例えば，医師，公認会計士，税理士や一級建築士などが挙げられる。
- 裁判所に来たときに，自分の相談先についてどこにいけばよいのか教えてくれる人がいるとよい。
- 裁判所の正面入口には守衛がおり，来庁した人に法廷や用件のある部屋を御案内している。

以 上